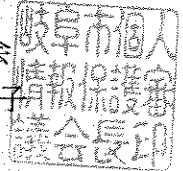


答 申 第 2 4 4 号
平成30年12月17日

岐阜市長 柴 橋 正 直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



個人情報ファイルの廃止について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、平成30年12月4日付け岐阜市選委第124号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 個人情報ファイルの廃止について

(1) 事案の概要

岐阜市選挙管理委員会では、農業委員会委員の選挙権を有する者の登録のため、個人情報ファイルとして「農業委員会選挙人名簿」を保有しているが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。以下「改正法」という。）による農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正に伴い、農業委員会委員の選出方法が公選制から市町村長による選任制に変更され、改正法の公布日（平成27年9月4日）以後は、改正法による改正前の法の規定にかかわらず、農業委員会委員選挙人名簿（以下「名簿」という。）は調製しないこととされた。

また、岐阜市農業委員会委員選挙における名簿の保存期間は岐阜市文書取扱規則（昭和49年岐阜市規則第6号）第38条第1項の規定により3年としているところ、直近で執行した当該選挙に係る名簿の保存期間は平成30年3月末をもって満了した。

以上から、選挙管理委員会が保有する個人情報ファイルである農業委員会選挙人名簿は、これを保有する必要がなくなったため廃止するものである。

(2) 廃止する個人情報ファイルの名称

農業委員会選挙人名簿

2 意見

適当なものと認める。